

諮問 第 1203 号

平成 20 年 1 月 28 日

情報通信審議会

会長 庄山 悦彦 殿

総務大臣

増田 寛也



諮 問 書

平成 19 年 6 月 13 日付けで、株式会社テレビ松本ケーブルビジョンから、有線テレビジョン放送法（昭和 47 年法律第 114 号）第 13 条第 3 項に基づき、総務大臣の裁定の申請があった。

よって、同法第 26 条の 2 第 3 号及び有線テレビジョン放送法施行令（昭和 47 年政令第 441 号）第 1 条に基づき、当該裁定について諮問する。

【別添】

再送信同意に係る株式会社テレビ松本ケーブルビジョンからの裁定申請の概要

1 申請日

平成19年6月13日

2 申請者及び申請に係る放送事業者

(1) 申請者：株式会社テレビ松本ケーブルテレビジョン（長野県松本市）

代表者：代表取締役社長 佐藤 浩市

住 所：松本市里山辺3044-1

(2) 申請に係る放送事業者：以下の放送事業者

ア 日本テレビ放送網株式会社（東京都港区）

代表者：代表取締役社長 久保 伸太郎

住 所：港区東新橋1-6-1

イ 株式会社東京放送（東京都港区）

代表者：代表取締役社長 井上 弘

住 所：港区赤坂5-3-6

ウ 株式会社フジテレビジョン（東京都港区）

代表者：代表取締役社長 豊田 皓

住 所：港区台場2-4-8

エ 株式会社テレビ朝日（東京都港区）

代表者：代表取締役社長 君和田 正夫

住 所：港区六本木6-9-1

オ 株式会社テレビ東京（東京都港区）

代表者：代表取締役社長 島田 昌幸

住 所：港区虎ノ門4-3-12

3 裁定申請の理由

再送信同意について協議が不調のため。

4 再送信しようとするテレビジョン放送

(1) 日本テレビ放送網株式会社の東京テレビジョン放送局の高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）

(2) 株式会社東京放送の東京テレビジョン放送局の高精細度テレビジョン放

- 送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）
- (3) 株式会社フジテレビジョンの東京テレビジョン放送局の高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）
 - (4) 株式会社テレビ朝日の東京テレビジョン放送局の高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）
 - (5) 株式会社テレビ東京の東京テレビジョン放送局の高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）

5 再送信の業務を行おうとする区域

長野県松本市及び塩尻市の各一部、東筑摩郡波田町及び山形村の各全域（別紙2のとおり。）

6 再送信の実施の方法

同時再送信による放送

7 申請者が希望する再送信の開始日

裁定あり次第速やかに。

8 協議の経過

申請者は、平成16年7月から平成19年6月まで、区域外再送信に係る協議を在京キー局及び長野県の民放放送事業者と継続してきた。

9 意見の対立点

（以下、申請者から提出された申請書の一部を転載。）

(1) 発局様との協議

弊社と致しましては、デジタル放送の再送信は「国策としてのアナログ放送からデジタル放送への移行」に伴うものであり、アナログ放送時における地上放送の視聴者は全て、地上放送がデジタル化された後も引き続き、アナログ放送時に視聴していた放送を視聴する事を可能にすることが、30年以上視聴いただいています皆様に対する責務として捉えています。

区域外再送信の同意のお願いにつきましては、平成16年7月12日発局様5社連名で「長野県内民放4社は在京民放5社へ長野県内ケーブルテレビ事業者による区域外再送信の停止を文書で協力を要請してまいりました」と文書をいただいてから開始致しました。今までの協議の中で日本テレビ放送網株式会社様、株式会社東京放送様、株式会社フジテレビジョン様、株式会社テレビ朝日様は4社同様に一貫して「地元民放局の同意がなければ同意できない」との主張を繰返されています。また株式会社テレビ

東京様は「番組販売に大きな影響がでる」との理由で同意できないと主張を繰返されています。

弊社は発局様との協議の中で無条件の同意ではなく、

- ①「現在区域外再送信アナログ放送を弊社が提供している業務区域だけでもお願いしたい」
- ②「発局様のデジタル放送を一般のチャンネルではなく、STBに設定する専用チャンネルではどうか」
- ③「対価については協議に応じる」
- ④「同意していただける条件を提案して欲しい」

以上のように弊社として最大限の譲歩であり妥協策である条件付の同意のお願いも提案致しましたが、

- ①については「現在は区域外再送信については同意していない」
- ②については「根本的な解決にはならない」
- ③については「全国にかかわる問題で早急に片づく問題ではない」
- ④については回答をいただけませんでした。

以上のように歩み寄りはいただけず区域外再送信は容認できないという回答であり、協議は平行線のまま終始致しました。

協議の経過の中で発局様の主張はほぼ共通して次の通りでした。

- ① 日本テレビ放送網株式会社様は

「区域外再送信同意についての当社の考え方は十年来変わっていない。デジタル化だからといって今までと何も変わらない。4波が地元より出ているのに不満があるのか。キー局としての系列局の経営状況等を考えなくてはならない。複雑な問題で視聴者保護の観点から見ても当事者間での解決は難しい」との主張でした。

弊社は日本テレビ放送網様の主張に対しまして、

「系列局の同意が取れない事は同意を拒否する正当な理由に当たらない。平成11年までは同意をいただいております、平成12年からは毎年の同意申請に対して拒否する正当な理由がないまま拒否が続いている。また、系列局が東京民放様と同じ番組を放送しているのは約70%程度であり、視聴者は地元で放送されていない残りの約30%の番組の放送を望んでいる。デジタル放送の同意に関して系列局の経営に影響するとの理由は拒否する正当な理由に当たらない。」と考えております。

- ② 株式会社東京放送様は

「長野のような4局地域は充足されている。視聴率の影響が看過できない。地元局を見ていただきたい。系列局の経営に大きな影響が出るため系列保護の上から同意できない。区域外再送信問題は地元局の問題だ。発局からすれば見られても痛くもかゆくも無い。長野が良け

れば全国どこでも良くなってしまふ。著作権問題等で対抗する事になる。」との主張でした。

弊社は東京放送様の主張に対しまして、

「系列局の同意が取れない事は同意を拒否する正当な理由に当たらない。系列局が東京民放様と同じ番組を放送しているのは約70%程度であり、視聴者は地元で放送されていない残りの約30%の番組の放送を望んでいる。また平成10年までは同意をいただいております、平成11年からは毎年の同意申請に対して拒否する正当な理由がないまま拒否が続いている。デジタル放送の同意に関して系列局保護を理由としての拒否は拒否する正当な理由に当たらない。また著作権料に関しましては、現状お支払いをしておりますし、新たに発生するものがあれば当然お支払いすべきもの」と考えております。

③ 株式会社フジテレビジョン様は

「地元系列局が同意しない。系列局の経営に大きな影響が出るため同意するわけには行かない。同意の問題は進展する動きがない。ここまで来れば大臣裁定申請を出してみるしかないのでは。当事者間で解決できないのだから仕方が無い」との主張でした。

弊社はフジテレビジョン様の主張に対しまして、

「系列局の同意が取れない事は同意を拒否する正当な理由に当たらない。平成10年までは同意をいただいております、平成11年からは毎年の同意申請に対して拒否する正当な理由がないまま拒否が続いている。デジタル放送の同意に関して系列局の同意が取れないとの理由は拒否する正当な理由に当たらない。」と考えております。

④ 株式会社テレビ朝日様は

「4波地域は最低要件を満たしている。現状は同意してないので、約束不履行ではない。系列局の収入についても懸念している。東京民放の放送免許での放送範囲外の放送は同意できない。入口論で我々は違う、裁定は不愉快だ」との主張でした。

弊社はテレビ朝日様の主張に対しまして、

「系列局の同意が取れない事は同意を拒否する正当な理由に当たらない。放送免許範囲はアナログで平成10年まで同意をいただいていた当時と何ら変わっていない。アナログからデジタルに変わることによって新しく出てきた問題ではない。また平成10年までは同意をいただいております、平成11年からの毎年の同意申請に対して、平成15年に同意をいただいた以外は、拒否する正当な理由がないまま拒否が続いている。デジタル放送の同意に関して系列局の同意が取れないとの理由は拒否する正当な理由に当たらない」と考えております。

⑤ 株式会社テレビ東京様は

「現在は同意をしていない。同意については前進していない。番組販売に影響が出ている。有料化については長野県だけの問題ではない。取材協力については系列が無いので検討したい。」との主張でした。

弊社はテレビ東京様の主張に対しまして、

「現在の同意拒否には正当な理由が無い。平成元年までは同意をいただいております、平成2年からの毎年の申請に対して拒否する理由が示されないまま拒否が続いている。また、番組販売に影響が出るとの理由は同意を拒否する正当な理由に当たらない。長野県にはテレビ東京の系列局が無いので、弊社としては取材協力等を条件に同意をお願いしましたが理解いただけなかった」と考えております。

発局様5社から以上のように同意できないとの最終回答をいただき協議は終結致しました。

(2) 県内局様との協議

発局様が強く主張された県内局様への同意のお願いは平成15年から行っております。信越放送株式会社様、株式会社長野放送様、株式会社テレビ信州様、長野朝日放送株式会社様とは主に長野県TV-CATV懇談会で協議し回数は17回に及びました。また村井長野県知事に仲介いただいた協議は3回行いました。

県内局様4社は同意できない理由として

- ①「デジタル投資は莫大で、区域外再送信は自社の経営に影響がでる」
- ②「長野県は4局県で、系列局がほとんどの番組を放送している。情報格差は無い」
- ③「東京発局は関東広域放送で免許地域を越える」
- ④「著作権処理の問題」

を挙げて同意拒否を主張されておりますが、弊社は

①については「莫大なデジタル投資は当方も同じで、区域外再送信がどれだけ経営に影響するかデータを示して欲しい」とお願いいたしましたが、根拠のある明確な回答はいただけませんでした。

②については「系列で放送される番組は約70%であり、残り30%は視聴できない。放送されていない番組を視聴者は望んでいる」

③については「同意をいただいていたアナログ時代と何も変わらない」

④については「著作権料については現在もお支払いしていますし、新たに発生するものについては当然お支払いすべきものと考えている」と主張致しました。県内局様の主張の全てがアナログ放送からデジタル放送に移行することによって新たに発生するものではありません。また系列

局の同意拒否を理由とする発局様の同意拒否は同意を拒否する正当な理由に当たらないと考えております。

また、県内局様にも無条件の同意ではなく、

- ①「現在区域外再送信アナログ放送を弊社が提供している業務区域だけでもお願いしたい」
- ②「発局様のデジタル放送を一般のチャンネルではなく、STBに設定する専用チャンネルではどうか」
- ③「対価については協議に応じる」
- ④「同意していただける条件を提案して欲しい」

と、弊社として最大限の譲歩であり妥協案である条件付の同意のお願いも提案致しましたが、県内局様の回答は以下の通りでした。

- ① については「現在東京民放から同意は出ていない」
- ② については「STBは駄目だと言った」
- ③ については「有料化については我々の問題ではない」
- ④ については無回答でした。

との回答で協議は進展しませんでした。これに対して弊社は、

- ① については「東京発局様が同意を拒否している理由は地元系列局の保護で、これは同意を拒否する正当な理由ではない」
- ② については「弊社の最大の妥協案でしたが、まったく理解いただけなかった」
- ③ については「有料化の問題は発局様と弊社の問題であることは納得いたします」
- ④ については「再三のお願いでしたが最後まで何一つご提案いただけませんでした。これこそが弊社のお願いに真剣に対応していただけなかった証と考えます。県内局の皆さんは最初から同意拒否という結論があり、長時間の協議は、弊社のお願いを聞き流していただらずに時を重ねたように考えられます」

以上、県内局4社様からも同意できないとの最終回答をいただき協議は終結致しました。

意見の対立点に関する補足説明を【別紙1】で述べさせていただきます。

以上

意見の対立点に関する補足説明

1. 有テレ法第 13 条第 5 項の「同意しないことにつき正当な理由」がないこと
と
(1) 有テレ法第 13 条第 5 項は、「同意しないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をする」と定めています。
有テレ法第 13 条は、憲法上の国民の知る権利を保障し、かつ放送法第 1 条、有テレ法第 1 条の目的に適合するよう定められたもので、「同意しないことの正当な理由」を放送事業者が主張・立証しない限り、同意の裁定がなされるものであります。
(2) そして、有テレ法第 13 条第 5 項の「同意をしないことにつき正当な理由」とは、
 - ①放送番組が放送事業者の意図に反して一部カットして再送信されるというような場合。
 - ②放送業者の意に反して番組が異時再放送されるとか、同時でない再送信が行なわれるような場合
 - ③再放送のチャンネルが別の番組に使われて混乱を起こすことがあるような場合。
 - ④ケーブルテレビ業者の施設が確実に設置できる見通しが無いとかその業者としての適格性に問題があるような場合。
 - ⑤ケーブルテレビ事業者側の技術レベルに問題がある場合。の 5 つの場合であることは、公権解釈（第 104 回国会・衆議院逡信委員会における政府答弁）が示され、かつ過去 2 度の裁定においても確立している基準であります。本裁定にあたってはこれに拘束されることはいうまでもありません。
(3) 弊社は、東京民放発局様および長野県内民放様と長期間にわたり、協議を重ねてきましたが、東京民放発局様が不同意としている理由は、つまるところは、「地元局の同意が得られないこと」、そして、地元局が同意しない理由は「地元局の経営に対する影響が強い」というものであり、いずれの理由も上記 5 つの基準には全く該当しないことは明白であります。
なお、付随して有テレ法の改正論議、著作権問題、その他関連して検討すべき課題などが指摘されていますが、いずれも同意をしないことの正当な理由にならないことは当然であります。
2. 平成 11 年以降、区域外再送信の同意がないことは、本申請の適法性に影響しないこと

平成11年から東京民放発局様から同意がない点をとらえて現在の区域外再送信は違法であり本裁定申請の適合性を欠くとの意見がありますが、その意見は、以下のとおり、失当であります。

(1) 有テレ法第13条の同意は放送事業者の自由裁量ではなく、同条の解釈として「同意しないことの正当な理由」を放送事業者が主張・立証しない限り、原則同意の裁定がなされるものであります。当事者間の協議においても上記5つの基準が基本となります。

(2) 東京民放発局様の同意は形式には期間の定めがありますが、形式的には契約（同意）期間の定めがあっても、長期間更新されてきたような場合には、いわゆる更新の利益が生じ、正当な理由がない限り、更新拒絶ができないことは、確立した法理であります。

再送信事業は短期的なものではなく、継続的長期の事業であること及び有線テレビジョン放送法の立法趣旨、目的によれば、区域外再送信の同意は期間を限定することは相当ではなく、前記「同意しないことにつき正当な理由」が生じたときにのみ同意を撤回することができるかと解釈するのが常識的であります。

(3) 平成11年における東京民放発局様の不同意の理由は、上記3項と同様に「地元局の同意が得られないこと」、そして、地元局が同意しない理由は「地元局の経営に対する影響が強い」というものであり、上記5つの基準に該当する事由の主張・立証はまったくないもので、不同意そのものが不適法・不当なものであったことは明らかです。

(4) 当社は、平成12年以降も引き続いて同意申請書を各局に提出してまいりましたが、東京民放発局様からは、回答書がない（TBS、テレビ朝日。なおテレビ朝日については平成15年に限っては同意書有り）か、正当理由の主張立証を伴わない不同意文書が送付されるだけ（日本テレビ、フジテレビ、テレビ東京）でした。

このような経緯から平成15年7月以降長野県内民放様との協議を継続してまいりましたが、東京民放発局様および長野県内民放様からは、有テレ法に則った回答はなく推移して今回の裁定申請に至ったものであります。

(5) 平成11年以降の不同意は、有テレ法に照らして正当性のない不同意であり、正当性のない不同意を既成事実として裁定を否定する根拠とすることは本末転倒であり、裁定制度の趣旨を没却するもので到底首肯しえない論理であることはいうまでもありません。

3. 長野がいわゆる”4波地区”であることは同意を否定する理由にならないこと、

当社は昭和50年に東京民放発局日本テレビ様、東京放送様、テレビ朝日

様、テレビ東京様4局の区域外再送信を開始し、昭和55年フジテレビジョン様を開始しましたが、当時、地元で開局していたのは、信越放送様（SBC）と長野放送様（NBS）の2局のみでした。その後昭和55年10月1日にテレビ信州様（TSB）が、平成3年4月1日に長野朝日放送様（ABN）が開始されたという経緯であり、当社の区域外再送信が先行してきたという歴史的経緯があります。

もちろん、東京民放発局様の系列地元局が4局となった平成3年当時に、もはや区域外再送信は不必要であるといった主張や同意拒絶がなされたことも全くありません。

こうした歴史的経緯により、区域外再送信による東京波の視聴は地元住民視聴者の生活にすっかり定着し地域の放送視聴文化を形成しています。また、同系列であっても、同一の番組は7割程度で3割ほどが異なっており、区域外再送信の必要性がないとは到底いえないものであります。

従って、長野がいわゆる”4波地区”であるとの点は、形式的にも実質的にも同意を否定する理由には全くなり得ないものであります。

【別紙2】

<p>松本市</p>	<p>中央1丁目～4丁目まで、深志1丁目～3丁目まで、丸の内、本庄1丁目～2丁目まで、大手1丁目～5丁目まで、城西1丁目～2丁目まで、城東1丁目～2丁目まで、女鳥羽1丁目～3丁目まで、蟻ヶ崎1丁目～6丁目まで、桐1丁目～3丁目まで、開智1丁目～3丁目まで、旭1丁目～3丁目まで、宮淵1丁目～3丁目まで、北深志1丁目～3丁目まで、沢村1丁目～3丁目まで、埋橋1丁目～2丁目まで、梶1丁目～3丁目まで、清水1丁目～2丁目まで、元町1丁目～3丁目まで、渚1丁目～4丁目まで、白板1丁目～2丁目まで、巾上、中条、浅間温泉、大村、横田、庄内1丁目～3丁目まで、筑摩、神田、水汲、岡田町、新橋、出川町、鎌田1丁目～2丁目まで、征矢野1丁目～2丁目まで、高宮北、高宮東、高宮中、高宮西、高宮南、笹部1丁目～4丁目まで、宮田、南原1丁目～2丁目まで、芳川平田、寿台1丁目～9丁目まで、芳川野溝、芳野、芳川小屋、岡田伊深、南松本1丁目～2丁目まで、双葉、井川城1丁目～3丁目まで、両島、稻倉、野溝西1丁目、会田、赤怒田、穴沢、板場、金山町、刈谷原、五常、殿野入、取出、中川、七嵐、保福寺町の全域</p> <p>里山辺、岡田松岡、原、島立、並柳1丁目～4丁目まで、芳川村井町、寿小赤、寿豊丘、寿白瀬淵、洞、大字蟻ヶ崎、笹賀、神林、島内、岡田下岡田、新村、和田、中山、野溝木工1丁目～2丁目まで、安曇の一部地域</p>
<p>塩尻市</p>	<p>大門1番町～8番町まで、大字広丘高出、大字堀ノ内、大字塩尻町、大字柿沢、大字金井、大字上西条、大字中西条、大字下西条、大字長畝、大字棧敷、大門田川町団地、大字広丘原新田、大字広丘堅石、大字広丘郷原、大字広丘野村、大字宗賀床尾、大字宗賀昭和、大字宗賀出、大字片丘中挟、大字片丘南熊井、大字片丘北熊井、大字片丘南内田、大字洗馬岩垂、大字洗馬芦ノ田、大字洗馬上組、大字洗馬元町、大字洗馬太田、大字洗馬下小曾部、みどり湖団地の各全域</p> <p>大門7区、大字広丘吉田、大字宗賀桔梗ヶ原、大字洗馬上小曾部、大字宗賀洗馬の一部地域</p>
<p>東筑摩郡</p>	<p>波田町及び山形村の各全域</p>